

泉州南消防組合指定金融機関業務委託契約書（案）

泉州南消防組合（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、指定金融機関業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、指定金融機関業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、
乙は、これを受託する。

（処理方法）

第2条 乙は、別添の泉州南消防組合指定金融機関業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。この場合において、甲は、乙又は第18条に規定する取扱責任者に対して指示するものとする。

（法令等の遵守）

第3条 乙は、委託業務の処理にあたっては、法令、泉州南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）その他関係例規を遵守しなければならない。

（委託期間）

第4条 委託期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）とする。

（委託料）

第5条 甲は、第1条の委託業務に対する6ヶ月あたりの委託料として金 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）を乙に支払うものとする。

2 前項に掲げる委託料の各年度の支払額は、各号のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 令和6年度 | 円 |
| (2) 令和7年度 | 円 |
| (3) 令和8年度 | 円 |
| (4) 令和9年度 | 円 |

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって消費税額等に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（委託料の支払）

第6条 乙は、4月1日から9月30日までの業務及び10月1日から翌年3月31

日までの業務が完了したときは、当該期間に係る実績報告書（以下「報告書」という。）及び委託料請求書（以下「請求書」という。）を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書及び請求書が正当であると認めるときには、請求のあった日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れたときは、当該未払額に対し、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第7条 泉州南消防組合契約規則（平成24年規則第9号）第28条の規定による。

（担保）

第8条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の2第3項の規定により、乙は甲に担保を提供しなければならない。ただし、その種類は現金とし、価格は金30万円とする。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（再委託等の禁止）

第10条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（報告等）

第11条 甲は、必要があるときは、委託業務の処理状況について乙に対し報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、又は第18条に規定する取扱責任者に対して必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第12条 甲は、必要があるときは委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（履行遅滞等）

第13条 乙は、委託期間内に委託業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を記載した書面により委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、委託料につきその延長日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙から次条に規定する事由によらないで契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲の指定する期間内に指定金融機関の一切の事務を甲に引き継がなければならない。また、違約金として契約金額の20パーセントに相当する額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により委託業務を継続することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項により損害が生じたときは、その損害を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務委託の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前項の場合において、第8条に規定する担保を任意の方法をもって随時に処分し、その弁済又は賠償に充当し、なお不足がある場合は、乙がこれを補填するものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、その委託業務の処理上知り得た個人情報その他秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報その他の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に必要な事項を周知させなければならない。

(取扱責任者)

第18条 乙は、委託業務の取扱責任者を定め、甲に報告しなければならない。

(資料の保全等)

第19条 乙は、委託業務に係る個人情報を公にすることにより、公金の出納業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある資料について、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委託業務の履行上、必要としない複写又は複製は行わないこと。
- (2) 委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (3) 第三者に提供しないこと。
- (4) 保管及び使用に際しては、事故のないよう適正に行うこと。
- (5) 作業場所を特定し、その作業場所から個人情報等を無断で持ち出さないこと。
- (6) 委託業務の終了後は、甲が提供する個人情報その他の資料は返還すること。

(立入検査)

第20条 甲は、必要に応じて、乙の立会いのもと、業務委託の処理状況及び個人情報の管理状況について立入調査することができる。

(従事者に対する措置)

第21条 乙は、乙の従事者が第17条及び第19条に違反しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生への報告)

第22条 乙は、委託業務の履行において事故が発生したときは、直ちにその状況を書面で甲に報告するとともに、当該事故による損害を最小限度にとどめるために必要な措置を講じなければならない。

(担保の返還)

第23条 甲は、委託期間が満了したとき、又は第14条第2項に定める事務引継ぎが終了したときは、第16条第2項の規定により充当する場合を除き、速やかに第8条に規定する担保を乙に返還するものとする。

(事務引継ぎ)

第24条 乙は、委託期間を満了したときは、次の指定金融機関との業務の引継ぎに関して、速やかに事務引継ぎが完了できるよう甲に協力しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の順守)

第25条 乙は、この契約に関し、別記の個人情報取扱事項を遵守しなければならない。

(特約条項)

第26条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲はこの契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更又は解除した場合には、乙は甲に対して損害の賠償は求めないものとする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 所在地
代表者

乙 所在地
名 称
代 表